

部	委員会名及び事業内容
総務	<p>総務部重点課題:公益社団法人の円滑な活動を支えるための基盤強化を目指す。</p>
	<p>①総務委員会            [総務会]会全体の運営に関する総務事項(事務局運営・各委員会に属さない事項の協議、自治体からの各委員などの推薦など)の協議。随時開催。            [総会]法人の最高意思決定機関。事業実績・決算報告など審議・決定。6月に開催予定。            [理事会]事業計画・予算、執行など重要事項の協議、意思決定を行う。5月、10月、3月開催予定。            [運営委員会]会長、副会長、内部理事・監事、連合体理事、各委員会の委員長を構成メンバーとして、委員会運営を中心とした事業の具体的な意思決定を行う。奇数月の第3土曜日9時30分から開催。            [部長会]会長、副会長、事務局長、総務部、研修部、調査研究部、事業部、権利擁護センター、住宅ソーシャルワーク部の長の参加により各委員会の進捗状況などの確認、重要事項、運営委員会の協議事項の協議と方向付けを行う。毎月第3水曜日に18時30分から開催。            ○一般管理;会全体の運営に関する総務事項及び経理事務の実務上の処理、連合体と埼玉県などの関係機関との調整。            ○行政委員会等参画;埼玉県や埼玉県社会福祉協議会、福祉関係団体等からの要請を受け専門職能団体として委員を推薦する。            ○県民の福祉向上を図るために福祉関係団体と連携しながらソーシャルアクション(提言・要望活動など)を行う。</p>
	<p>②地域ブロック委員会            社会福祉士の実践発表をはじめ、広く社会福祉従事者の研修会、県民(市民)を対象とした公開研修会の開催などを行う。なお、北部ブロック交流会、せいぶSWネットを中心に活動を行うとともに随時、相互に協議を行う。</p>
	<p>③広報委員会            広報誌の企画・取材・編集を行い、4月、7月、10月、1月下旬の年4回発行する。県民向け広報誌も年1回発行し、広く活動を県民に普及する。</p>
	<p>④倫理委員会            会員に対する苦情などの申し立てが本会に持ち込まれたときに対応する。手続きを行い、会員の倫理の維持・向上を図ることを目的とする。内部委員3名と外部委員2名で構成し、定期委員会(年1回)、その他必要に応じて委員会及び調査等を行う。</p>
	<p>⑤選挙管理委員会            役員(理事、監事)改選時の立候補受付公示、候補者の名簿作成、総会で議案の提示。</p>
	<p>⑥組織委員会            組織・規定の整備を行う。</p>
	<p>⑦被災者支援委員会            東日本大震災で被災し、埼玉県内に避難してきている方々への支援を行う。個々の状況に応じ、アウトソーシングで相談、援助をし、住宅の確保や地域の資源につなげる。            埼玉県弁護士会主催の震災対策連絡協議会の構成メンバーとして定期会議に出席する。</p>
研修	<p>研修部重点課題:社会福祉士として基礎から実践まで広く学ぶための研修プログラムを企画運営する。</p>
	<p>①生涯研修委員会            ・基礎研修              基礎研修Ⅰ:7月より開始。7月、10月に集合研修開催。              基礎研修Ⅱ:7月～2月、月1回開催。年9回程度実施。            ・青年部研修              目的:社会福祉士を目指すもの、又は社会福祉士として専門知識と実践力を高める自己研さんを求めるものを対象とし、新人、ベテラン、一般を問わず社会福祉への興味を持つきっかけ作りを目的とする。当研修をきっかけとして当会への加入、交流を広める上での入口となれることを目指す。              日時:9月21日(土)、10月19日(土)、11月16日(土)              場所:サウスピア等</p>

部	委員会名及び事業内容
研 修	<p>参加者:15~20名を予定            内容:ファシリテーションを身に付けよう。ストレスマネジメントについて考える。            生活保護について考える。</p>
	<p>②公開研修委員会            (1)十文字学園大学との共催。(児童、高齢者、障害者虐待及びDVの現状と対応についてのシンポジウム)11月30日(土)開催。            (2)アンケート等をもとにタイムリーなテーマについての講演会。1月開催。</p>
	<p>③成年後見研修制度委員会            ・活用講座            目的:福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者を対象に、成年後見制度の概要の理解を図り、申立に必要な手続きの模擬体験を通して、実際の日常業務に役立てて頂く事。            募集対象:福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者 60名定員            内容:(社)日本社会福祉士会のテキストを使用して、講義と演習を行う。            日時:8/25(日)・2/19(水)10:00~17:00開催            ・養成研修            目的:成年後見人等として実務を担う本会会員(成年後見人等受任候補者)の養成を目的とする。研修修了後は、原則として権利擁護センター「ぱあとなあ」の成年後見人候補者名簿に登録する。            カリキュラム(全国統一):集合研修5日間(9/15、10/20、11/17、12/15、1/19)全日(日)            9:30~17:30 30時間 事前課題7科 受講者数:42名(他6名茨城県会員)</p>
	<p>④施設実習指導者研修委員会            「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」を受けて社会福祉士養成課程における教育内容の見直しが行われ、実践力の高い社会福祉士を育成する観点から、相談援助実習の充実・強化の一環として実習指導の要件に「実習指導者を養成するための講習会の受講」が定められた。このため、相談援助実習を行う実習指導者の資質向上を目的に、講習会を実施する。7月27日(土)、28日(日)開催。            施設実習指導者講習会を受講後、各職場に戻って実習指導に努力している指導員の実習後の状況を調査し、実習指導における悩み、問題点等を把握し、フォローアップ研修を企画する。まず、問題点の把握と対応方法を検討し、フォローアップ研修の内容の組み立てを行い、研修計画を立案する。</p>
	<p>⑤学会運営委員会            社会福祉士の実践、活動内容、研究内容を報告することにより、社会福祉支援を充実させ、もって県民福祉の向上に寄与できるよう、年1回の学会を開催する。            このための準備、当日運営、抄録集発行を進める。6月22日(土)開催。</p>
	調 査 研 究
<p>①地域包括支援センター委員会            地域包括支援センター社会福祉士の情報交換・交流、知識の共有。研修会の開催。</p>	
<p>②障害者自立支援委員会            障害者に関する支援について、それぞれの立場に基づいた情報交換とともに、制度について検討し、必要に応じて提言等を行うとともに、相談会等を実施するなど公益の増進に努める。            奇数月の第1日曜日10:00~12:00 事務所にて開催。</p>	
<p>③子ども家庭支援委員会            (1)児童福祉施設・教育現場などの他機関、他県、他の専門職との交流・連携・協働を図る。            (2)一般向け(当事者を含む)相談会の開催。            (3)一般(公開)、現場で働く職員向けの研修を行う。(4)広報の充実。</p>	
<p>④独立型社会福祉士事務所委員会            地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士事務所の開業者及び開設に関心のある社会福祉士を対象に、スキルアップ研修、事務所の運営業務領域の拡大、協働ネットワークづくりを実施する。            例会(5/17 7/19 9/20 11/15 1/17 3/14:何れも事務所で19時~)研修会9月頃を予定</p>	

部	委員会名及び事業内容
調査研究	<p>⑤生活困窮者支援委員会 生活困窮者への支援について、学ぶため研修を企画する。年3回開催。(9/15、12/14、2/1・2) 県内で生活困窮者支援を行っている事業所や福祉事務所等自治体との交流と情報交換を行う。</p>
	<p>⑥多文化共生ソーシャルワーク委員会 (1)外国籍住民への支援の在り方を各方面から研究し、議論を深める。 (2)上記テーマを社会福祉士を始め、行政職員、ボランティア団体員、学生等に伝える為の一般公開研修会を開催する。10月開催。 (3)会主催の総合相談会に積極的に参加し、外国籍住民への直接的・間接的な相談支援。</p>
事業	<p><b>事業部重要課題：社会福祉士としての専門性を発揮できる事業の推進と新たな社会福祉相談事業の企画。</b></p>
	<p>①第三者評価事業委員会 評価者の研修等を行う。</p>
	<p>②総合相談事業委員会 各委員会の協力で県民を対象とした総合相談会の実施を予定。</p>
	<p>③自立支援専門員事業委員会(受託) 埼玉県が指定した県福祉事務所において生活保護受給者の生活環境を整えながら、それぞれの生活支援を行う。毎月定例会議・運営委員会を開催し各専門員の資質向上とスキルアップのため研修及び受託事業の事務連絡や協議を行う。</p>
	<p>④ホームレス自立支援委員会 (1)受託予定 河川敷、公園などにホームレス状態の方を訪問し、希望する生活の実現のための支援を行う。 国土交通省 巡回事業からの支援。県土整備事務所からの依頼による支援。 さいたま市・戸田市で開催の総合相談会での相談活動。その他個別の相談に対応。 (2)自主事業としてホームレスへの訪問相談を実施し、支援を必要とする者が適切な制度利用につながるための援助活動を拡充する。</p>
	<p>⑤専門里親研修委員会(受託予定) (1)専門里親の更新研修を企画し実施する。年2回開催。 (2)市民参加型里親普及促進事業 里親制度の理解を広げて里親委託を支援、推進するため、里親普及促進フォーラムや実務者研修を実施するとともに、新たな普及方策を検討する。</p>
<p>⑥生活相談事業委員会(受託) 求職活動中の生活・住居について困りごとがある方に、住まいや生活資金の確保に向けたアドバイスや支援を行う。ハローワーク浦和・就職支援サテライトにて週5日実施。</p>	
権利擁護センター	<p><b>権利擁護センター重点課題：後見人受任要請及び高齢者・障害者虐待対応要請に応えられる体制の構築。</b></p>
	<p>①成年後見制度委員会 ばあとなあ埼玉 ばあとなあ埼玉は、その目的遂行のためにばあとなあ連絡会及びばあとなあ運営委員会を開催し、次に掲げる事業を行う。 (1)成年後見に関する相談事業 (2)成年後見人養成研修 (3)候補者名簿登録者からの成年後見人及び成年後見監督人としての紹介 (4)前号により受任した成年後見人及び成年後見監督人への支援(5)法人後見(6)成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動 (7)成年後見制度に関するばあとなあ会員間の情報交換、研修 (8)その他関連する事業 継続研修 基本実務研修：専門職として後見実務を行うにあたっての視点と方法を学び「社会福祉士の倫理綱領」と「社会福祉士の行動規範」に照らして、後見人として活動する上での自己の倫理観を涵養する。年2回開催。(7/28、3/16) 実務研修：実務上必要な知識を身につけ、成年後見人としての職務遂行に役立て、また資質の向上を図る。年2回開催。(10/12、2/8) 事例検討会 年3回実施。(6/8、8/10、12/7)</p>

部	委員会名及び事業内容
権利擁護センター	<p>相談援助            成年後見に関する相談事業            毎週土曜日AM10:00～PM1:00 祝日、年末・年始を除く。</p> <p>連絡会            運営委員会 年6回実施。(4/13、6/8、8/10、10/12、12/7、2/8) 9:30～12:00            連絡会 年6回実施。(4/13、6/8、8/10、10/12、12/7、2/8) 13:30～15:00</p>
	<p>②高齢者・障害者虐待対応専門職チーム委員会</p> <p>(1)弁護士会協議会: 弁護士会と事業の予定等の協議会を行う。            4月、7月、10月、1月 18:00～19:00 弁護士会館にて開催。</p> <p>(2)合同研修会: 弁護士、社会福祉士の合同研修会を行う。テーマは、社会的なニーズに対応したものを            選択。12月さいたま共済会館にて開催。参加者は両会会員併せて100名程度。</p> <p>(3)市町村・高齢者虐待対応チーム会議の参加            契約市町村の高齢者虐待対応チーム会議に参加し、事例の検討を行う。            契約市町村(平成24年度実績)桶川市、上尾市、久喜市、加須市、入間市、ふじみ野市、            志木市、草加市、三郷市、鶴ヶ島市。今後も契約市町村を増やすことを目標とする。</p>
住宅ソーシャルワーク	<p><b>住宅ソーシャルワーク部重要課題: 複雑困難な事態や緊急の要請にも応えられる、スクラム型支援の構築。</b></p>
	<p>①住宅ソーシャルワーカー事業委員会 (県内全域を受託)</p> <p>住居を失った方や無料低額宿泊所に入所していて、民間アパートや養護老人ホームなどへの入居を希望する方に対し、安定した地域生活が送れるよう住宅の確保や施設入所等の支援を行う。            本会支援員(住宅ソーシャルワーカー)が福祉事務所のケースワーカーに同行して無料低額宿泊所などを訪問し、一般アパート等への転居を希望する入居者に対し、その人の潜在能力が発揮できるように励ましながら、一緒に住まい探しを行ない、安定した地域生活が送れるよう継続的に支援する。            また、住宅ソーシャルワーカー事業の一環として、住宅喪失状態にある要保護者に対し、緊急・即応性に特化した一時宿泊施設(以下「シェルター」という)を川越市内に戸建1軒3人、アパート型2軒、越谷市内にアパート型2軒を設置、提供する。この他に県が指定するホテル型のシェルターも併せて活用していく。いずれも最大利用期間は30日である。この間、本会支援員が生活安定に向けた生活相談支援を行うとともに、入居者の状況に応じて、住居の確保や福祉施設の利用などの支援を行う。</p>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総会、役員会、運営委員会等の開催</li> <li>2. 役員及び各委員会との連絡調整</li> <li>3. 日本社会福祉士会及び他県社会福祉士会との連絡調整</li> <li>4. 各種行政施策等に対する会員の参加についての連絡調整</li> <li>5. 福祉施設等の求人情報の発信</li> <li>6. 会員名簿の整理、文書の発送作業</li> <li>7. 会計経理事務</li> <li>8. 会費の徴収事務</li> <li>9. 他団体・機関との連絡調整</li> <li>10. 各事業受付等、開催支援</li> <li>11. ホームページの管理</li> <li>12. 会員及び一般市民からの問い合わせ対応</li> <li>13. その他会活動に関する庶務</li> </ol>